

令和元年

12月号

濱田会計事務所通信

令和元年 12月2日発行 Vol.28

消費税の軽減税率が導入されて2ヶ月が経過しました。

10月分以降の帳簿の確認作業を順次進めています、やはり入力作業は手間ですね。

前年より始まった配偶者控除も複雑ですし、少し前に始まったセルフメディケーション税制もまた複雑な制度です。

税制というものは、本来簡素であるべきと言われています。

最近の税制改正は各方面にいろいろ配慮した結果、どんどん複雑になっていっているように思います。

今年もそろそろ税制改正大綱が発表されますが、複雑になりすぎた税制を簡素な方向へ・・・は
どうも期待できなさそうです。

<税務/会計トピックス>

所得税の扶養と健康保険の扶養

この時期になるとよく「扶養」という言葉を耳にします。

扶養の範囲に収まるように・・・扶養を外れないためには・・・などのご相談がよく寄せられます。

しかし、一概に扶養といっても『所得税・住民税の扶養』と『健康保険の扶養』があり、両者は似ていますがその範囲は異なります。

所得税・住民税の扶養というものは例えば大学生の子供を扶養しているお父さんが、税金の計算の際に扶養控除を受ける事により、お父さんの税金が安くなるというものです。

この場合の子供の事を「控除対象扶養親族」といいます。

「控除対象扶養親族」になるためには、扶養されているという事とその対象者のその年分の所得が38万円（令和2年分以降は48万円）以下であるという事が必要です。給料をもらっている人の所得は、給料の収入額から一定の給与所得控除を引いて所得の金額を計算するのですが、給与所得控除の額は最低65万円（令和2年分以降は55万円）あるので、38万円+65万円=103万円が控除対象扶養親族となる給料の上限となります。

税金の扶養は1月から12月の年単位で判定します。例えば月収30万円の人でもその年の10月から働き始めた人であればその年の給料収入は103万円以下なので、その年は控除対象扶養親族の所得の要件を満たしている事になります。

これに対し一般的な会社員が加入する健康保険の扶養は所得ではなく収入により判断されます。

健康保険の扶養対象者になると健康保険料の負担はありません。扶養対象者でない場合は、自分で何らかの健康保険（例えば市町村の国民健康保険など）に加入しなければならないため、保険料の負担が発生します。健康保険の扶養対象者となるためには、年収が130万円未満（60歳以上又は障害者は180万円未満）である必要がありますが、この年収は所得税のようにその年の1月から12月の単位で判定するのではなく、その判定の時点の収入で判定します。

例えば9月まで無職で10月から月収30万円の場合は、その年の年収は130万円未満ですが、その時点以降の年収は360万円となり年収130万円以上となるため扶養対象者とはなりません。

健康保険は国民健康保険のように扶養というものがないものや要件が違う場合などもあります。一概に上記があてはまる訳ではありませんのでご注意ください。



<相続・贈与のお話>

特定事業用宅地等の特例

相続開始の直前において被相続人又は被相続人と生計を一にする親族の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業を除きます。）の用に供されていた宅地等（平成31年4月1日以後の相続又は遺贈により取得した宅地等については、その相続の開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等(注)を除きます。）を親族が相続又は遺贈により取得した場合、一定の要件を満たしているとその宅地等の評価額は400㎡まで80%減額されます。

(注)相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等であっても、一定の規模以上の事業を行っていた被相続人等の事業の用に供された宅地等、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得した宅地等のうち、平成31年3月31日までに事業の用に供された宅地等については、3年以内に新たに事業の用に供された宅地等に該当しません。

特定事業用宅地等の要件

- ①被相続人の事業の用に供されていた宅地等
 - ・その宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を相続税の申告期限までに引き継ぎ、かつ、その申告期限までその事業を営んでいること。
 - ・その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。
- ②被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用に供されていた宅地等
 - ・相続開始の直前から相続税の申告期限まで、その宅地等の上で事業を営んでいること。
 - ・その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。



特定事業用宅地等の特例は以前にも御紹介した特定居住用宅地等の特例と併用が可能な制度です。利用出来る場合は非常に減額幅が大きくなるため、事前に要件をチェックしておく事が望ましいでしょう。
気になる方は一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

【年末年始休暇のご案内】

誠に勝手ながら下記の通り年末年始のお休みを頂きます。

令和元年 12月28日～令和2年 1月5日

1月6日より平常業務いたします。

尚、お急ぎの御用件がありましたらお電話下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

